

4月7日(日)

北海道知事・北海道議会議員選挙

4月21日(日)

北広島市議会議員選挙

あなたの貴重な一票が  
道政・市政に生かされます

問合せ 選挙管理委員会事務局  
(☎372-3311・内線1931)



▶投票できる方

投票するためには、各市町村の選挙人名簿に登録されていなければなりません。

今回の選挙では、次の要件を満たす方が北広島市の選挙人名簿に登録されます。

北海道知事選挙（3月21日告示）

- 平成13年4月8日までに生まれた方
- 平成30年12月20日までに転入の届け出をし、31年3月20日現在、引き続き住んでいる方

北海道議会議員選挙（3月29日告示）

- 平成13年4月8日までに生まれた方
- 平成30年12月28日までに転入の届け出をし、31年3月28日現在、引き続き住んでいる方

北広島市議会議員選挙（4月14日告示）

- 平成13年4月22日までに生まれた方
- 平成31年1月13日までに転入の届け出をし、31年4月13日現在、引き続き住んでいる方

\*転入した方・する方、転出した方・する方は、下記をご覧ください。

▶転入した方・する方

		北海道知事・道議会議員選挙	北広島市議会議員選挙
転入の届け出をした(する)日	平成30年12月28日以前	北広島市で投票できます 平成30年12月21日以降に転入の届け出をした方は、31年3月28日以降でなければ、知事選の期日前投票ができません	投票できます
	12月29日～平成31年1月13日	北広島市では投票できません 前住地が道内の市町村で、その選挙人名簿に登録されていれば、前住地で投票できます。また、北広島市で不在者投票をすることもできます。いずれも、*引き続き道内に住所を有する旨の証明書の提示か、投票時に住民基本台帳ネットワークシステムで確認を受けることが必要です	投票できません
	1月14日以降		

▶転出した方・する方

北海道知事・道議会議員選挙			
		北広島市から転出した(予定)日	
		平成30年12月6日以前	12月7日以降
転出先の市町村に転入の届け出をした(する)日	道内	平成30年12月28日以前	北広島市では投票できません 転出先の市町村で投票できる場合があります。転出先の市町村の選挙管理委員会に問い合わせてください
		12月29日以降	投票できません 平成30年11月22日以降に転出した方は、転出後4カ月が経過するまで北広島市で期日前投票ができる場合があります。詳しくは、問い合わせてください
	道外	平成30年12月28日以前	投票できません 転出先の市町村で都府県知事・都府県議会議員選挙などの投票ができる場合があります。転出先の市町村の選挙管理委員会に問い合わせてください
12月29日以降		投票できません	

北広島市議会議員選挙

投票日(4月21日)前日まで(期日前投票をする場合は投票する前まで)に転出した方は投票できません  
転出先で市町村長・議会議員選挙の投票ができる場合があります。転出先の市町村の選挙管理委員会に問い合わせてください

下記の日程で期日前投票ができます

北海道知事選挙

3月22日(金)～4月6日(土)

北海道議会議員選挙

3月30日(土)～4月6日(土)

北広島市議会議員選挙

4月15日(月)～20日(土)



\*引き続き道内に住所を有する旨の証明書

各市町村の担当窓口で交付されます。北広島市では、市民課か西部・大曲・西の里出張所で交付します。

